

令和2年1月6日からの求人申込みの手続きについて

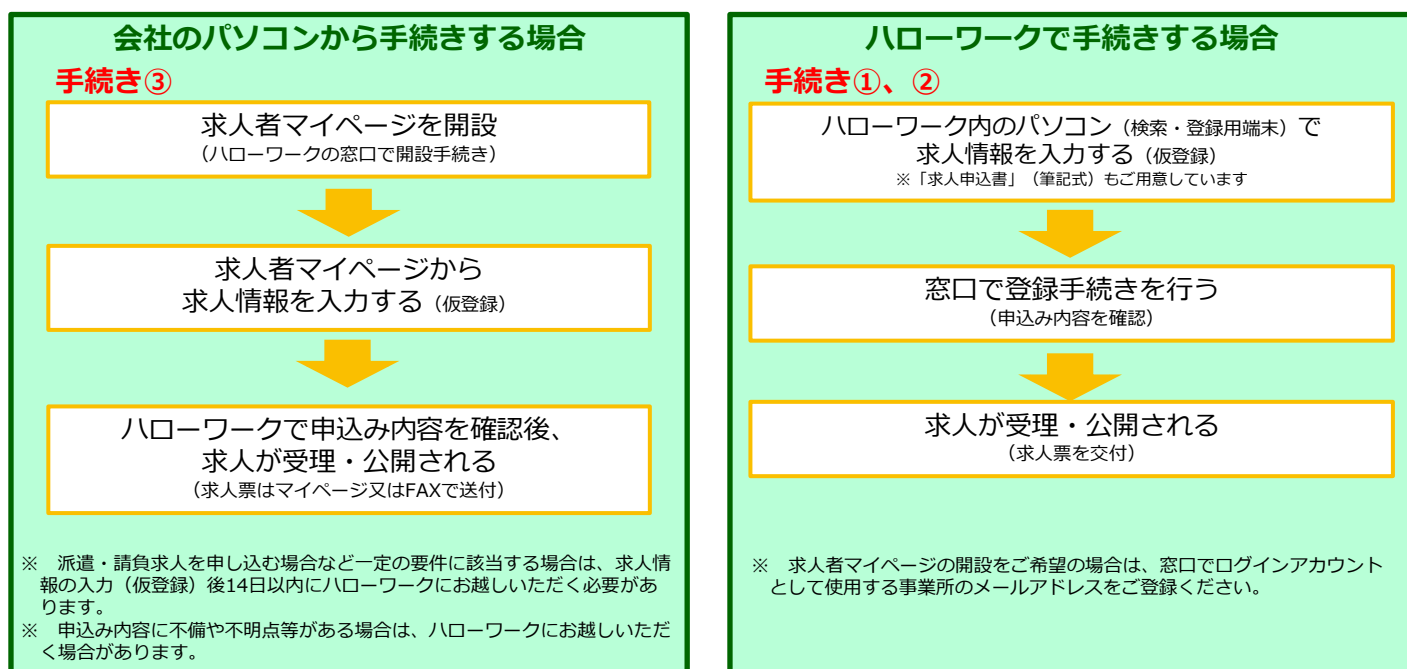
令和2年1月6日以降求人申込みの手続き方法が変更となります。

- ★**手続き①** 従来通りハローワークへ来所により、求人申込書（新様式）を提出する方法。
※求人更新の際は、従来通り郵送・FAXによる受付も可能です。
※必須項目の確認が必要となります。
- ★**手続き②** 新しくハローワーク内に設置される来所者端末で求人内容を入力（仮登録）できるようになります。求人情報の入力（仮登録）後、窓口で本登録の手続きを行います。
- ★**手続き③** 新サービス「求人者マイページ」を開設し、会社のパソコンから求人の申込み（仮登録）ができます。

※ 「求人者マイページ」を開設するにあたり、ログインアカウントとして使用するメールアドレスが必要です。
※ 必須項目については、ハローワークにご確認ください。

<求人申込み手続きの流れ>

～事業所登録が完了している（求人申し込んだことがある）場合～



※ ハローワークに求人申し込んだことがない場合は、ハローワークで事業所登録の手続きを行う必要があります。詳しくはハローワークにお問い合わせください。

